

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和6年9月18日条例第6号

改正 令和7年3月8日条例第1号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

(報酬)

第3条 会計年度任用職員の報酬は、日額、時間額又は月額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）に適用される給料表（同条例第5条第1項各号に掲げる給料表をいう。）に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して規則で定める基準に従い算定された額とする。ただし、これにより難い場合は、職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性を考慮して、管理者が別に定める。

2 前項に規定する計算の基礎とする給料月額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の直近上位の職務の級の最低の号給の額を超えないものとする。

3 会計年度任用職員には、第1項に定めるもののほか、規則で定めるところにより、常勤の職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法等)

第4条 会計年度任用職員の報酬の支給日は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した報酬の額をその都度支給することができる。

- (1) 報酬の額が日額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (2) 報酬の額が時間額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (3) 報酬の額が月額で定められている会計年度任用職員 その月の21日

2 前項第3号に掲げる会計年度任用職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。

3 会計年度任用職員が死亡したときは、第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員にあってはその日まで、同項第3号に掲げる会計年度任用職員にあってはその月まで報酬を支給する。

4 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の報酬の額（前条第3項に規定する手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬の日額にその月において勤務した日数を乗じて得た額
- (2) 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額
- (3) 第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 定められた報酬の額（第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額）

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法等については、常勤の職員の例による。

（報酬の減額）

第5条 前条第1項第1号及び第3号に掲げる会計年度任用職員が、管理者が定める勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの額を減額する。

2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第3条第1項に規定する報酬の日額を管理者が定める勤務時間で除して得た額
- (2) 前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額
(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間が6月以上ある職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月末満 100分の80
- (3) 3月以上5月末満 100分の60
- (4) 3月末満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定に

より失職した会計年度任用職員

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第8条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第9条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び

次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第9条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が、通勤(勤務のため、その職員の住居と勤務公署(公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。)との間を往復することをいう。次項において同じ。)する場合に、その往復に要する費用(次項及び第3項において「通勤費用相当額」という。)を費用弁償として支給する。

2 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員(交通機関等(交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。)を利用し、又は自動車等(自動車その他の交通の用具で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認める職員を除く。)を除く。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。) 当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1月の通勤用定期乗車券(これに準ずるものと含む。)の価額又は平均1月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の価額のうち最も低廉となる額(その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額)を平均1月当たりの通勤所要回数で除して得た額

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。) 通勤距離を考慮して1,900円を超えない範囲内で規則で定める額

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 会計年度任用職員のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額(これらの額の合計額に平均1月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額を平均1月当た

りの通勤所要回数で除して得た額)

イ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額以上である職員(ア
に掲げる職員を除く。) 第1号に定める額

ウ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額未満である職員(ア
に掲げる職員を除く。) 同号に定める額

3 前2項の規定により費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員が、往路又は帰路につ
き、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額に2分の
1 を乗じて得た額(往路及び帰路のいずれにおいても交通機関等を利用し、又は自動車
等を使用しないときは、通勤費用相当額)を減額して費用弁償を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、沖縄
県北部医療組合職員等の旅費に関する条例(令和5年沖縄県北部医療組合条例第8号)
の規定の適用を受ける職員の旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。
(給与の口座振込み)

第11条 給与は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法
により支払うことができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。